○関東地方整備局告示第百三十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十日　　関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
八王子市大和田町三丁目一〇八三番五から同市南浅川町二七九六番一まで	前	ＢＡ　八・二〇～五三・二〇	一〇・三九〇メートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＢＡ　八・二〇～五三・二〇	一〇・三九〇メートル	
		○・○○～二二・三〇	九・六一〇メートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第百三十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十日　　関東地方整備局長　下保　修

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百六十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
相模原市緑区小倉字大和一三九〇番一から同市緑区小倉字原一七四番九まで	前	○・○○～四二九・八六	一・一四七キロメートル	
	後	三七・〇七～四二九・八六	一・一四七メートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局相武国道事務所

○関東地方整備局告示第百三十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十日　　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	群馬県利根郡みなかみ町相俣字淺地一一四四番一から同町相俣字淺地一一四八番一まで	関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月三十日

○関東地方整備局告示第百三十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十日　　関東地方整備局長　下保　修

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	相模原市緑区中沢字信五七九番二地先から同市緑区中沢字信五七五番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局相武国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月三十日

○関東地方整備局告示第百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十日　　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　水戸・勝田都市計画道路事業三・三・二号中大野中河内線及び三・六・二十九号渋田町酒門線

三　事業施行期間　自平成二十三年三月三十日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　茨城県水戸市酒門町字太刀洗、字三島、字浜井場及び字宿前並びに元吉田町字宿及び字野木下地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十日　　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十五年関東地方整備局告示第三十四号日立都市計画道路事業三・三・四十六号鮎川停車場線、三・五・百三号鮎川停車場久保線及び三・四・七号河原子・鮎川線

三　事業施行期間　自平成十五年二月二十一日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十日　　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十六年建設省告示第二千六十五号熊谷都市計画、行田都市計画、鴻巣都市計画、北本都市計画及び桶川都市計画下水道事業荒川左岸北部流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十六年十二月二十一日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十日　　関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十五年建設省告示第五百二十一号川口都市計画、さいたま都市計画、上尾都市計画、蕨都市計画、戸田都市計画及び鳩ヶ谷都市計画下水道事業荒川左岸南部流域下水道